

認可保育所の指導検査について (保育内容)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



保育内容に関する主な指摘

- ◆ 保育士が適正に配置されていない。
- ◆ 調理従事者・調乳担当者の検便が未実施である。
- ◆ 指導計画が未作成・内容不十分である。
(一部の指導計画が作成されていないなど)
- ◆ 休所(一部休所・家庭保育依頼)をしている。
- ◆ 報告対象となる事故を区市町村に報告していない。



保育士の配置

◆ 保育士の数は、保育所の開所時間を通じて常時2人を下回ってはならない。

- 児童が少なくなる朝夕の時間帯に注意する。
- 登園児童に対して算定した保育士の数が1人となる場合には、常勤保育士1人、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者1人(合計2人)の配置可

◆ 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む組やグループに係る必要保育士数が2人以上の場合は2人以上)配置されていること。

- 園外保育時も配置すること。

【参考】令和3年3月19日付子発0319第1号(令和5年4月21日付こ成保21 一部改正)
「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(厚生労働省)



調理・調乳担当者の検便

- ◆ 調理・調乳担当者は、雇入れ時（配置換え含む。）及び月1回以上の検便を行うこと。
 - 検便の検査結果は適切に保管する。
 - 雇入れ時及び配置換えの際も同様に、必ず検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させる。
 - 調理委託の場合も、園において検査結果を確認する。
- ◆ 調理・調乳担当者は、健康チェックを毎日行い記録すること。
 - 個人別、項目別（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創など）に行うことが望ましい。



指導計画

◆ 長期的な指導計画、短期的な指導計画

- 全体的な計画に基づき長期・短期の指導計画を作成し、実際の保育まで関連性を持たせ、評価・反省を行い、次の計画に反映させること。
- ねらいを踏まえて実践した保育の内容を日誌に記録すること。

◆ 個別的指導計画

- 3歳未満児については、個別的指導計画を作成すること。
- 個別的指導計画は、一人一人の発達状況などに即して作成すること。



開所時間・休所

◆適切な保育時間・開所時間を確保すること。

- 保育時間は、入所している児童の保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮して定める。
- 開所時間は、11時間以上確保する。

◆休所（一部休所を含む。）をしないこと。

- 施設の都合による休所をしないこと。
- 行事の開催日などにおいて、保護者に家庭での保育を依頼しないこと。
- 非常災害の発生時は、区市町村の指示に従い、保護者への確実な情報提供に留意すること。



子供の人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。(第1章1(5)保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。(第1章1(3)保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
 - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。(第5章1(1)保育所職員に求められる専門性)



子供の人権に配慮した保育②

- ◆ 近年、全国各地の保育所において、児童に対する虐待等の事案が相次いでいる。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。

子供の人権に配慮した保育②

「被措置児童等虐待」とは

(中略) **保育所**(中略)の長、その職員その他の従業者(中略)が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



子供の人権に配慮した保育②

教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

【略称：横断指針】



令和8年8月改訂

こども家庭庁

【参考】教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針(横断指針)
(令和8年8月改訂 こども家庭庁)

子供の人権に配慮した保育②



【参考】教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針(横断指針)
(令和8年8月改訂 こども家庭庁)

家庭における虐待の早期発見

◆ 児童虐待の防止等に関する法律

第5条: 児童福祉施設の職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

◆ 保育所保育指針

第3章1(1)ウ: 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

次のようなことに気付いたら、区市町村・児童相談所へ連絡してください。

- ① 不自然な外傷（あざ・打撲・やけど等）がある。
- ② 衣服や身体が極端に不潔である。
- ③ 食事に異常な執着を示す。
- ④ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる。（低身長・低体重）等

児童の安全確保（事故防止関係）

- ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。

例：トイレットペーパーの芯に通るような玩具等、丸いマグネット 等

- ◆ 窒息のリスクのある食材を除去しているか。

例：丸のままのミニトマト・ブドウ・節分の豆・餅・白玉団子 等

- ◆ プール活動・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。

児童の安全確保（事故防止関係）

- ◆ 散歩等の園外活動の前後等、場面切り替わり時は、児童の人数確認について、ダブルチェックを行っているか。
- ◆ 園外保育は、複数の職員が対応しているか。
- ◆ 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。

別動画「認可保育所の指導検査について（保育園での事故を防ぐために）」もあわせてご覧ください。

児童の安全確保（事故報告関係）

◆ 次に掲げる事故等が発生した場合には区市町村に速やかに報告すること。

- ① 死亡事故
- ② 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ③ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等
- ④ 自動車への置き去り事故
- ⑤ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- ⑥ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合
- ⑦ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合

事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

【参考】令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」
令和8年4月1日8福祉子保第19号通知「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」



指導検査の意義

- ☆子供のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます